解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年九月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年九月六日

大阪市都島区内代町二丁目二番三六号

財団法人内代福祉会館

代表清算人　巽　英雄

解散公告（第三回）

当社は、平成十八年三月十五日開催の臨時株主総会の決議により解散したので、当社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年九月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年九月六日

岡山県倉敷市五日市六二七番地

三水設計株式会社

清算人　高嶋美代子

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年八月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年九月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年九月六日

長崎県南松浦郡新上五島町青方郷二二七三番地　財団法人上五島町沿岸漁業振興基金

清算人　近藤　守

解散公告（第三回）

当公社は、平成二十五年八月八日付けで鹿児島県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年九月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年九月六日

鹿児島県出水市緑町一番三号

出水市土地開発公社

清算人　横山　達也

配当公告

神奈川県横浜市青葉区あざみ野南二丁目八番地二二、開始決定時の住所東京都大田区山王一丁目三五番一七号　破産者　井上　勝博

右の者に対する福井地方裁判所平成二十四年（フ）第三〇六号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額

金七九六、八二七、二三一円

一、配当をすることができる金額

金四五、三五八、九七七円

平成二十五年九月六日

福井市春山一丁目三番四号藤井ビル一階

破産管財人　森口　功一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県男鹿市五里合神谷字石神七五番地

一、最後の住所秋田県男鹿市五里合神谷字石神七五番地一　被相続人　亡　村井　政範

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月六日

秋田県秋田市山王六丁目一三番一五号

相続財産管理人　弁護士　三浦　清

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県土浦市西根南二丁目三番地、最後の住所茨城県稲敷郡阿見町うずら野二丁目三二番地二七小島住宅

被相続人　亡　藤峰　徹弥

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月六日

事務所茨城県つくば市東新井二番地一ＫＭＳＳⅡ四〇二号室井出法律事務所

相続財産管理人　弁護士　井出　晃哉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県前橋市荒牧町六一〇番地三、最後の住所群馬県勢多郡富士見村漆窪四四二番地の八

被相続人　亡　藤野　辰雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月六日

群馬県前橋市大手町三丁目四番一六号　石原・関法律事務所

相続財産管理人　弁護士　関　夕三郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都豊島区西池袋二丁目一〇六九番地、最後の住所埼玉県三郷市戸ケ崎二丁目三一二番地五　被相続人　亡　熊倉　和夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月六日

埼玉県越谷市弥生町三番三三号越谷東駅前ビル五階

相続財産管理人　弁護士　斉藤　耕平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県熊本市南区城南町築地九〇三番地、最後の住所千葉県市川市北国分三丁目七番二号　被相続人　亡　緒方　健

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月六日

東京都港区赤坂三丁目一三番四号第三吉田ビル二階前川法律事務所

相続財産管理人　弁護士　前川　渡

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県かほく市上田名ニ一〇六番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　杉本　正

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月六日

石川県金沢市新神田四丁目一三番九号

相続財産管理人　司法書士　野坂ときこ

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県関市上白金一〇九二番地、最後の住所岐阜県関市上白金一〇三八番地

被相続人　亡　西村　信雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月六日

事務所岐阜市明徳町一〇番地杉山ビル三階溝口・後藤法律事務所

相続財産管理人　弁護士　溝口　博司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県美濃加茂市太田本町三丁目三八七五番地、最後の住所岐阜県美濃加茂市太田本町一八五四番地一　被相続人　亡　渡邉　勝邦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月六日

事務所岐阜県美濃加茂市太田町四一ワタケン・ビル二階　みのかも法律事務所

相続財産管理人　弁護士　佐久間良直

第12期決算公告　平成25年9月6日

札幌市中央区北5条西6丁目2番地2

株式会社新和リアルエステート

代表取締役　新井　修

貸借対照表の要旨（平成24年10月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	751
	固定資産	32
	合計	784
負債及び純資産の部	流動負債	0
	固定負債	0
	株主資本	784
	資本金	100
	剰余金	124
	資本剰余金	124
	利益剰余金	559
	その他利益剰余金	559
	（うち当期純損失）	(4)
	合計	784